平成２３年（フ）第３３号
長野県伊那市荒井3924番地３
債務者　中原　利一
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第３５号
長野県駒ヶ根市赤穂497番地1295
債務者　村上　智仁
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第３６号
長野県伊那市荒井3040番地２
債務者　丸山　　絢
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第３７号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪8973番地
債務者　青柳　恵子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第３８号
長野県上伊那郡南箕輪村2637番地６
債務者　青柳寿美枝
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第１６１号
奈良市杏町594番地の１　サンモール201号
債務者　高橋　伸幸
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１６２号
奈良市杏町594番地の１　サンモール201号
債務者　高橋るい子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２０号
奈良県五條市二見４丁目１番29号
債務者　カラオケ歌姫こと　畑野　都代
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２３年（フ）第８５号
広島県福山市南手城町１丁目20番18号　吉田住宅21、旧住所広島県福山市手城町１丁目３番45号
債務者　山根　正子（旧姓増川）
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１０１号
広島県福山市日吉台２丁目14番11―502号
債務者　船石　久江（旧姓鶴）
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１２１号
宮崎市大塚町横立1505番地３　コーポラス幸103号
債務者　熊瀬川　晃
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１２２号
宮崎市大塚町横立1505番地３　コーポラス幸103号
債務者　熊瀬川紀子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１７２号
宮崎市波島２丁目20番15号
債務者　新垣　義勝
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１２１号
岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第１地割２番地138
債務者　高田　正則
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１６７号
岩手県奥州市水沢区南大鐘１丁目92番地　クリスタルハウス201号室、旧住所岩手県奥州市水沢区南大鐘１丁目92番地　クリスタルハウス１Ｆ西角
債務者　知本　敏宏
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１９６号
岩手県紫波郡矢巾町大字白沢第６地割175番地５　森が丘住宅35号
債務者　三浦　知秋
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２９号
高知県土佐清水市竜串13番15号、住民票上の住所高知県土佐清水市竜串26番35号
債務者　田中　好子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第３４号
高知県幡多郡黒潮町入野1929番地２
債務者　松本　早苗
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
高知地方裁判所中村支部